



## タイの運転免許証を更新する・日本の運転免許証への切換え

### ■タイの運転免許証を更新する

タイの運転免許証の有効期限は、初年度（仮免）が2年間で、その後は5年の誕生日毎に更新します。初回の更新は運転免許証の発行の日から1年を経過し2年の有効期間までの間、2回目からは有効期限の前3ヶ月、後1年の間に更新手続きができます。運転免許証更新は適性試験がありますので必ず本人の出頭が必要ですが、申請書の作成や申請手続きは弊社スタッフが同行し、お手伝いいたします。免許証の受領は弊社スタッフが代行いたします。また5年更新の2回目以降は適性試験と講習会（1時間）を受けます。

#### 必要書類

1. パスポート及びそのコピー（但しパスポート上の滞在許可はノンイミグランドビザであること）
2. 居住地を証明する書類
  1. 労働許可証及びその写し、または
  2. 英文在留届出済証明書（日本大使館領事部発行；在留届があることが前提）
3. 運転免許証
4. タイ国医師の診断書（有効期間1ヶ月）※5年更新の2回目以降は不要
  - 更新時に引越しなどで住所が変更されている場合は、陸運局事務所で更新手続きをとります。その際には訂正された労働許可証かまたは新しい住所が記載された英文在留届出済証明書（日本大使館領事部発行）が必要です。
  - 写真は陸運局で直接撮影します。
  - 以前に有効なタイ国運転免許証をもち、その失効後に再取得する場合は新たにタイ国の運転免許証を取得する事になり、適正・学科・講習会・実技をやり直す事になります。

### ■タイの運転免許証から日本の運転免許証への切換え

タイの運転免許証取得後、通算して3ヶ月以上外国に居住した方は日本へ帰国後、日本の運転免許証取得の際に、学科試験が免除され、適性試験・知識確認・技能試験を受けることとなります。

#### 必要書類

1. 申請書
2. 写真（3cm×2.4cm）
3. 住民票
4. 健康保険証、住民基本台帳等（提示）
5. タイ国運転免許証（有効期限内のもの）
6. タイ国運転免許証の邦訳文：日本自動車連盟（JAF）訳
7. 3ヶ月以上外国滞在していた事を証する旅券

\* 詳細は各都道府県の公安委員会か警察へ照会下さい。